

令和6年9月秋田市議会定例会追加提出案件目次

番 号	件 名
135	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件



議案第135号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月11日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

## 附 則

この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

### 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府令第72号）に伴い、母子生活支援施設における運営に関する基準を改めるため、改正しようとするものである。